

出産・子育て応援ギフト ともはぐペイ加盟店規約

第 1 章 総 則

第 1 条 (定義)

本規約における次の用語の意味は、下記のとおりです。

- 1 「運営会社」サイテックアイ株式会社：出産・子育て応援ギフト ともはぐペイを、加盟店の顧客または会員等（以下「サービス利用者」）に提供する者。
- 2 「加盟店」：別途定める加盟店申し込みにより申し込みを行い、運営会社にそれを承諾された者で、出産・子育て応援ギフト ともはぐペイの決済を利用者に提供する者。
- 3 「出産・子育て応援ギフト ともはぐペイ」：運営会社が、本利用規約に基づき加盟店に提供するサービスで、顧客が加盟店から商品等の購入、またはサービスの提供を受ける際、サービス利用者が各々のスマートフォン端末機（専用アプリダウンロード後）で QR を読み取りすることにより、その日時等の情報をクラウドに記録し、当該記録に基づく統計情報等を提供するサービス。
- 4 「QR」：スマートフォン端末機（専用アプリダウンロード後）で QR を読み取りすることによりデータを授受できる
- 5 「出産・子育て応援ギフト ともはぐペイ設備」：運営会社が出産・子育て応援ギフト ともはぐペイを提供するために設置する QR、販促物、加盟店 WEB 情報等の総称。
- 6 「加盟店設備」：加盟店が出産・子育て応援ギフト ともはぐペイを利用するために設置する QR、販促物等の総称。
- 7 「会員情報」：サービス利用者の ID、パスワード、個人情報、及びその関連情報。

第 2 条 (適用範囲)

本規約は、運営会社が加盟店に対して提供する、出産・子育て応援ギフト ともはぐペイの利用条件について定めます。

第 3 条 (申込の成立)

- 1 加盟店になろうとする者は、本利用規約の内容を承諾の上、加盟店申込みフォームから申込みをします。
- 2 加盟店になろうとする者は、申込を運営会社に提出することで運営会社と加盟店になろうとする者との間に、出産・子育て応援ギフト ともはぐペイに関する利用申込（以下「本申込」）が成立します。ただし、申込書の提出後 2 週間以内に運営会社が申込の成立を拒絶する通知をした場合は、本申込は成立しないものとします。
- 3 精算が発生した場合は、下記の「出産・子育て応援ギフト ともはぐペイ精算表」に定める運営会社指定の条件と方法により支払うものとします。

出産・子育て応援ギフト ともはぐペイ精算表

締め日	精算日	振り込み先	振込手数料
月末	翌月 27 日 (土日祝の場合は翌営業日)	加盟店の指定する口座	加盟店負担

4 加盟店は、当該申込書に記載した内容に変更がある場合、事前に運営会社に対し、運営会社が指定する方法で通知するものとします。

第4条（本規約の変更）

1 運営会社は、加盟店に通知することにより本利用規約を変更できます。ただし、出産・子育て応援ギフト ともはぐペイの維持のために緊急の必要がある場合、加盟店への通知と同時に直ちに本規約を変更することがあります。

2 加盟店は、前項の変更を承諾しない場合、前項の通知から 60 日以内に、運営会社に通知することにより、本申込を直ちに解除することができます。

第5条（通知）

1 運営会社から 加盟店への通知は、加盟店アプリのプッシュ通知、電子メールまたは専用アプリ Web サイトに掲載する方法により行います。

2 前項に基づく電子メールによる通知は第 3 条第 1 項に定める申込書記載のメールアドレスのメールサーバーへの到達時、Web サイトによる通知は掲載時に、通知が完了したものとします。アプリの場合は、アプリ内のお知らせ欄に掲載された時点で、通知が完了したものとします。

第 2 章 サービスの内容

第6条（サービス提供範囲）

出産・子育て応援ギフト ともはぐペイの提供地域は、原則サービスが提供可能な香川県内全域とします。

第7条（取り扱い期間）

1 出産・子育て応援ギフト ともはぐペイの取り扱い開始日は、本申込成立後に運営会社から加盟店に交付するQRの納品日とします。

2 出産・子育て応援ギフト ともはぐペイの取り扱い期間は、前項の取り扱い開始日から無期限とします。

3 加盟店及び運営会社から申込を更新しない旨の意思表示がないときは、本申込は従前と同条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4 加盟店は、第2項に定める取り扱い期間中においても、運営会社に書面、またはメールにて通知することにより、本申込を解除できます。その場合、取り扱い終了日は、運営会社が加盟店から解除通知を受領した月の月末となります。

第8条（運営会社による利用開始準備）

1 運営会社は、加盟店からの申請に応じ、加盟店に対して、次の物品等を提供します。

（1）資料

出産・子育て応援ギフト ともはぐペイの利用に必要なマニュアル、設定情報等の資料を提供します。

（2）ID・パスワード

決済状況確認はインターネット回線を経由して閲覧するためのID及びパスワードを発行します。

第10条（加盟店による利用開始準備）

1 加盟店は、利用開始日までに、自己の費用負担において、次のとおり準備します。

（1）加盟店設備

加盟店は決済状況確認を閲覧するためのインターネット回線等を用意します。

第11条（QRの変更）

1 加盟店は、出産・子育て応援ギフト ともはぐペイの利用開始後に、決済用のQRコードの枚数を変更しようとする場合、指定のアドレスにメールで運営会社に申し込みます。

2 加盟店は、不要となったQRはただちに運営会社へ返却することとします。

第12条（第三者への委託）

1 運営会社は、出産・子育て応援ギフト ともはぐペイ提供業務の一部または全部を第三者に委託することができます。

第13条（サービス停止）

1 運営会社は、次のいずれかに該当する場合、出産・子育て応援ギフト ともはぐペイを停止することができます。

（1）定期保守を行う場合

（2）システム障害の場合。

(3) 出産・子育て応援ギフト ともはぐペイ設備の不正アクセス等からの保護、個人情報の保護、その他サービス提供を継続できない緊急の事由がある場合。

(4) 天災、停電、労働争議その他不可抗力によりサービス提供が不可能な場合。

2 運営会社は、出産・子育て応援ギフト ともはぐペイを停止する際には、事前に加盟店に通知するよう努めます。事前に通知できなかった場合には、速やかに加盟店に報告するものとします。

3 運営会社は、速やかにシステムの修復、改善その他の対策を実施します。

4 運営会社は、合理的範囲内において、第1項第2号及び第3号の事態を回避するためのシステム設計及び運用並びにセキュリティ対策を実施します。

第3章 加盟店及び運営会社の責務

第14条 (加盟店提供サービス)

1 加盟店は、自己が提供主体であることを明示し、自己の責任において、出産・子育て応援ギフト ともはぐペイをサービス利用者に提供するものとします。

2 加盟店は、自己の商標または正当な使用権限を有する第三者の商標を用いて、出産・子育て応援ギフト ともはぐペイを提供することができます。なお、加盟店は、運営会社の商標を使用しようとする場合、事前に運営会社に書面もしくは電子メールにて許諾を得るものとする。

3 出産・子育て応援ギフト ともはぐペイに関し、加盟店とサービス利用者またはその他の第三者との間で紛争が生じた場合、加盟店が自己の責任と費用において解決するものとします。ただし、当該紛争が出産・子育て応援ギフト ともはぐペイに関連する場合は、運営会社は、合理的範囲内で紛争解決に協力します。

第15条 (報告等)

1 加盟店は、次の場合、直ちに運営会社に通知し、運営会社の要望に応じて、運営会社の実施する措置に協力するものとします。

(1) システム障害、第三者による出産・子育て応援ギフト ともはぐペイ設備への不正アクセス、その他出産・子育て応援ギフト ともはぐペイの運営に支障をきたす事態を覚知した場合。

(2) 出産・子育て応援ギフト ともはぐペイが第三者の知的財産権等の権利を侵害している旨の警告を受けた場合。

(3) 運営会社は、出産・子育て応援ギフト ともはぐペイの円滑な運営のため、加盟店に対し出産・子育て応援ギフト ともはぐペイ利用状況について、報告を求めることができます。加盟店は、遅滞なくこれに応じるものとします。

第16条 (ID・パスワードの管理)

- 1 加盟店は、決済情報等を閲覧できるID・パスワードを自己の責任において管理し、運営会社が事前に承諾した場合を除き、第三者に使用させることはできません。
- 2 運営会社は、運営会社に過失がある場合を除き、前項のID・パスワードが第三者に不正使用されたことに起因する損害については、一切の責任を負いません。

第17条 (QRコードの管理)

- 1 加盟店は、運営会社から貸与を受けたQRを出産・子育て応援ギフト ともはぐペイの提供を目的とする場合に限り使用できます。
- 2 加盟店は、QRを善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとし、運営会社に無断で第三者へ転貸する行為を行ってはならないものとします。
- 3 加盟店は前項の注意義務に違反し、加盟店の過失により、トラブルが起きた際には解決に必要な費用を負担するものとします。

第18条 (禁止事項)

- 1 加盟店は、次の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 運営会社または第三者の知的財産権その他の権利を侵害し、または、侵害する恐れのある行為。
 - (2) 第三者による、出産・子育て応援ギフト ともはぐペイ設備への不正アクセス等を助長する行為。
 - (3) 法令または公序良俗に反する行為。
 - (4) 出産・子育て応援ギフト ともはぐペイの運営に支障をきたす行為。

第19条 (個人情報の取り扱い)

- 1 加盟店等は、利用申込の履行及び対象取引等において、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条に定義される意義を有するものとします。)を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項としてその保護をするとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとします。
- 2 加盟店等が、利用申込の遂行又は対象取引等のために個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとします。
- 3 加盟店等は、利用申込の履行又は対象取引等により取得した個人情報(以下「本個人情報」)の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとします。
- 4 加盟店等は、本個人情報を、利用申込の履行又は対象取引等の実施の目的に必要な範囲を超えて複写、複製、改変、加工等してはならないものとします。

5 加盟店等は、本個人情報の取扱記録を作成し、運営会社から要求があった場合、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとします。また、運営会社は、加盟店等の本個人情報の取得、取り扱い又は管理状況を調査するため、加盟店等に事前に通知したうえで加盟店等の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、加盟店等は、運営会社の調査に協力するものとします。

6 加盟店等は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに運営会社に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を運営会社と協議し、運営会社の指示に従って適切な措置を講じるものとします。加盟店等は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を運営会社に対し書面にて報告するとともに、運営会社と協議のうえ決定した再発防止策を加盟店等の責任と費用負担で講じるものとします。

7 加盟店等は、利用申込に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、運営会社が本人若しくは第三者から請求を受け、又は運営会社と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合、加盟店等の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。加盟店等は、利用申込に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、運営会社が損害を被ったときは、運営会社に対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

第20条（損害賠償・費用負担）

1 加盟店は、加盟店と利用者との間で、対象商品等に関して紛争が生じた場合には、すべて加盟店の責任と負担において解決するものとします。

2 販売店は、預かり金を振込期限が過ぎてからも相当期間振りこまなかったとき、運営会社又は運営会社は販売店に対し法的処置をとることができるものとします。なお、当該紛争に関する費用は全て販売店が負担するものとします。

3 運営会社は、加盟店等と利用者その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負いません。また、これらの紛争について、加盟店等の同意を得ることなく、当該利用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。

第21条（権利の譲渡等）

加盟店等は、利用申込に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れその他形態を問わず処分することはできないものとします。

第22条（知的財産権）

1 本サービスに関する知的財産権は、運営会社または運営会社が指定する第三者に帰属します。

2 提携サービスに関する知的財産権は、提携サービス提供者または当該提供者が指定す

る第三者に帰属します。

第23条（協議）

利用申込に定めのない事項又は利用申込の解釈に生じた疑義について、運営会社及び加盟店等は、誠実に協議して解決を図るものとします。

第24条（準拠法・合意管轄）

- 1 利用申込は、日本法に準拠します。
- 2 本規約に関する訴訟については、高松簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和5年12月27日

お問い合わせ先

<運営会社（サイテックアイ株式会社）>

コールセンター：087-899-6512（平日 9：00～17：00）

Email: meguri@psytec.jp